

自動車検査の案内

安全で環境と調和のとれた車社会の実現をめざして



Motor Vehicle Inspection System in Japan



国土交通省

自動車検査が目指すもの。 それは人と車の調和、安全で環境と調和のとれた 車社会の実現です。

わが国には8,000万台の自動車が登録・届出されています。運転免許保有者数は8,200万人を超えるなど自動車は今や国民生活、社会活動にとって欠かせないものとして利用されています。しかし、自動車1台1台の使い方、ドライバー1人1人の自動車への想いもさまざまであるように、安全や環境に対するとらえ方や、自動車の保守管理への取り組みもまちまちです。自らの自動車を自分で保守管理するのは当然のことですが、自動車自体の安全を確保したり、自動車による環境への負荷をさらに少なくすることが求められている現在、自己管理責任だけで片付けるには多くの問題があります。このため国が客観的な安全・環境基準（保安基準）を設け、個々の自動車がこの基準に適合するかどうかを確認するのが「自動車検査」です。

なお、自動車検査に関する事務のうち自動車が保安基準に適合するかどうかの審査事務は中立的な立場で厳正かつ公正に行うことを目的に設立された独立行政法人自動車技術総合機構により実施しています。同法人は、自立性、自発性及び透明性を備え、業務を効率的かつ効果的に行うという独立行政法人化の趣旨を十分踏まえつつ、質の高いサービスを効率的かつ効果的に提供しています。



自動車検査が担う12の役割

安全確保の面

- ① 基準不適合車両の排除
- ② 暴走族などによる不正改造の防止
- ③ 整備不良車両による事故、渋滞の防止
- ④ リコール未対策車両の確実な回収
- ⑤ ユーザーの確実な点検整備の実施と保守管理意識の高揚

環境保全の面

- ⑥ 排出ガスによる大気汚染、騒音の低減
- ⑦ 燃料消費の節約（地球温暖化の防止）

防犯・徴税・保険などに関連する検査制度

- ⑧ 自動車の登録とあいまって盗難時のナンバー照会などの防犯面にも活用
- ⑨ 駐車違反金滞納者の排除
- ⑩ 自動車重量税の徴収及び自動車税の納付確認
- ⑪ 自動車損害賠償責任保険（強制保険）の締結確認
- ⑫ 自動車リサイクル料金の預託確認



1

自動車の点検・整備と検査

自動車の点検・整備

道路運送車両法において、自動車の保守管理責任はユーザー自身にある（自己管理責任）ことが定められており、自動車ユーザーには、日常点検と定期点検が義務付けられています。検査に合格したからといって有効期間内は故障もしないから点検をしないなどと過信せず、ユーザーは日常的なチェックを怠ることなく、車の安全性を維持しなければなりません。

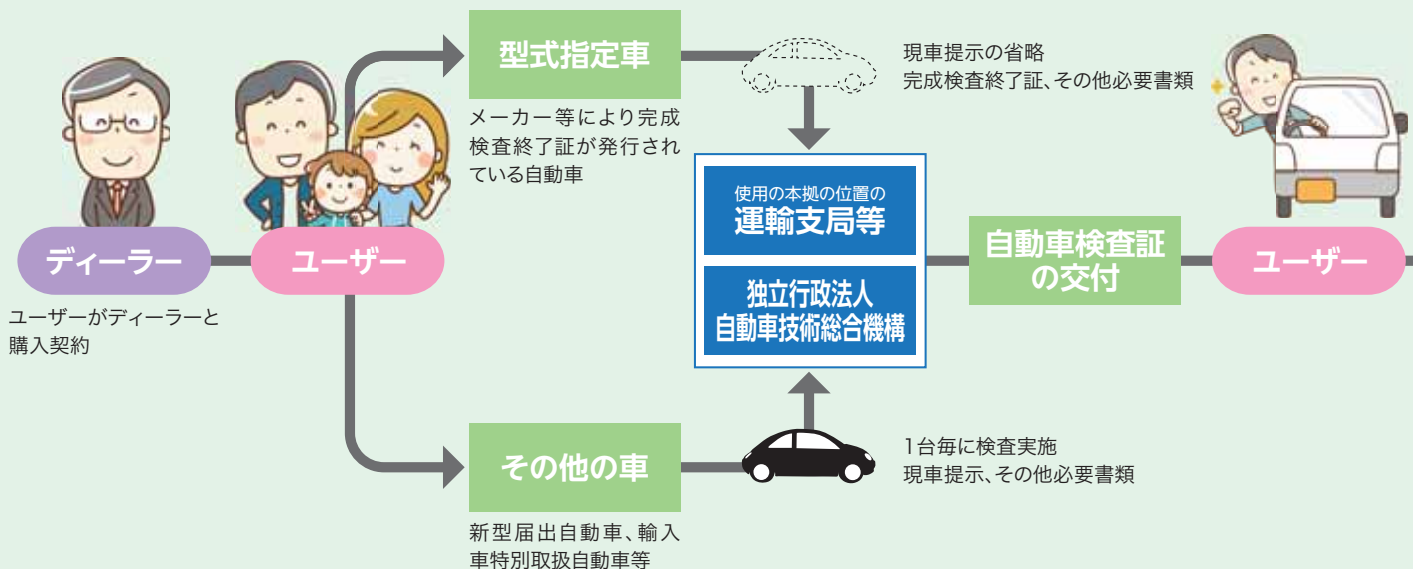
自動車検査

個々の自動車が安全・環境基準に適合しているかどうかを、国が一定期間ごとにチェックするのが自動車検査です。この検査に合格して有効な自動車検査証の交付を受けていなければ運行することができません。検査には、整備工場に点検整備とともに検査手続きを依頼する方法と、ユーザー自身等が検査手続きを行う方法とがあり、いずれかをユーザーが選択します。

なお、軽自動車については、軽自動車検査協会において同様の検査が行われています。

参考 自動車の点検・整備と検査（自家用乗用車の例）

新規検査・登録



2

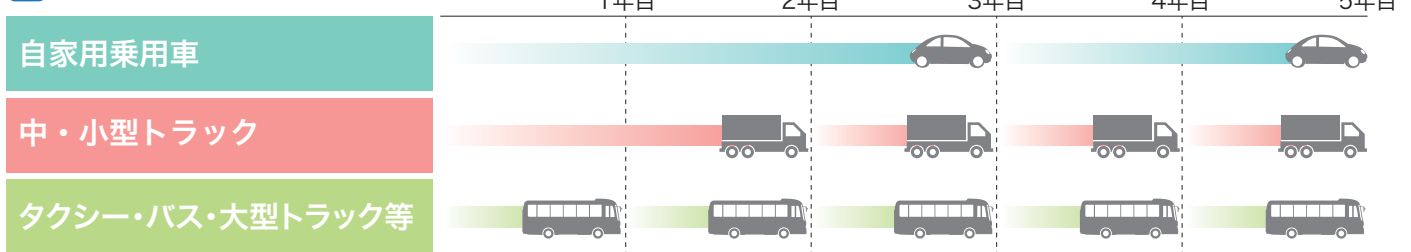
検査の種類と有効期間

1 自動車検査の種類

検査の種類	道路運送車両法	内容	検査を受ける場所
新規検査	第59条	新たに自動車を使用しようとするときに受ける検査、または、いったん使用することを中断する手続きをした自動車を再び使用するとき受ける検査(型式指定を受けた新車は現車提示が省略される。)	使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等
継続検査	第62条	自動車検査証の有効期間が満了した後も引き続きその自動車を使用するとき受ける検査(指定整備工場において基準に適合する旨の証明がなされた自動車は、現車提示が省略される。)	もよりの運輸支局等
構造等変更検査	第67条	自動車の長さ、幅、高さ、最大積載量等に変更を生じるような改造をしたときなどに受ける検査	使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等
街頭検査	第100条	整備不良車や不正改造車等の排除のため路上等において行う検査	—

※検査を受ける場所は、運輸支局のほか自動車検査登録事務所で全国に93カ所あります。

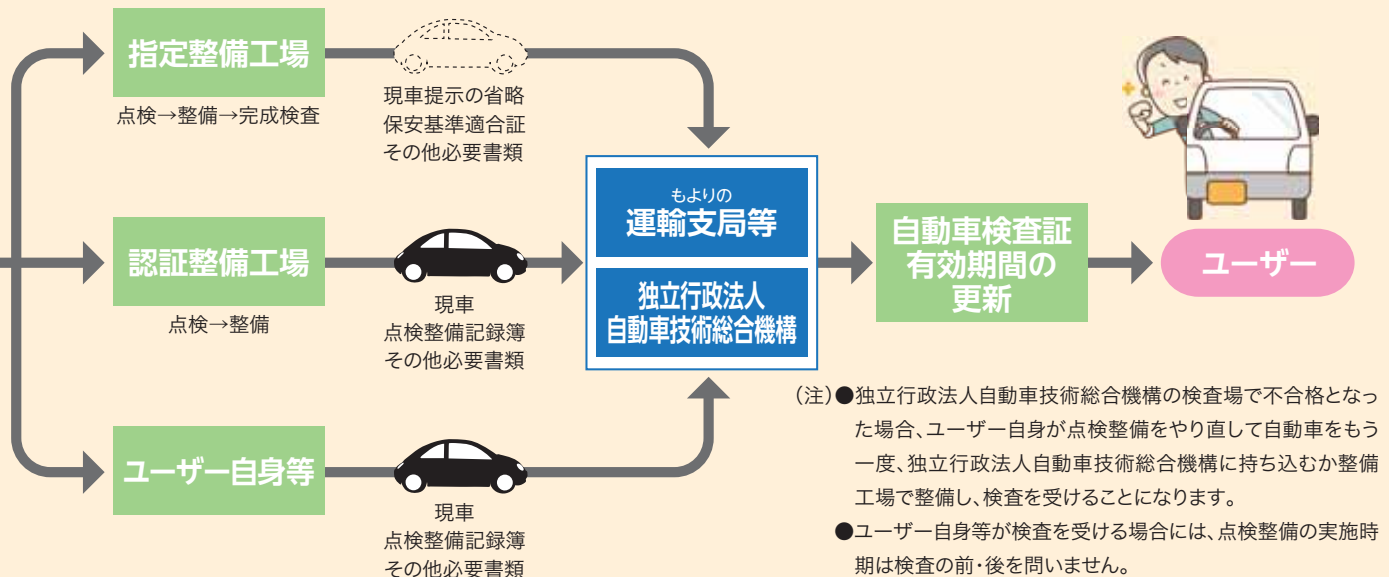
2 自動車検査証の有効期間



自動車検査の流れと業務の分担

	国の業務	独立行政法人自動車技術総合機構の業務
検査場における検査の場合 (新規検査、継続検査、構造等変更検査等)	検査申請の受付	検査コースでの 保安基準適合性審査
	自動車検査証の交付	
街頭検査の場合	個別車両に対する検査の指示	路上での 保安基準適合性審査
	整備命令の発令	

継続検査



参考

1 運輸支局等での新規検査又は継続検査の手続きに必要なもの

① 共通

- 申請書
- 手数料納付書 ————— **検査手数料**
- 自動車重量税納付書 ————— **重量税**
- 自動車損害賠償責任保険証明書 ————— **自賠責保険料**

② 新規検査(①の他に)

- [型式指定車] ----- ●~~現車~~(省略)
- 完成検査終了証(発行後9ヶ月を経過していないものに限る。)
- [型式指定車以外] ----- ●現車

③ 継続検査(①の他に)

- [指定整備工場] ----- ●~~現車~~(省略)
- 自動車検査証
- 自動車税納付証明書*
- 保安基準適合証(検査日から15日を経過していないものに限る)
- [指定整備工場以外] ----- ●現車
- 自動車検査証
- 自動車検査票
- 自動車税納付証明書*
- 点検整備記録簿

*納税確認が電子的に行える場合には省略が可能となります。

2 検査手数料(平成28年4月現在)

新規検査	継続検査
●完成検査終了証の提出がある自動車1,100円	●保安基準適合証の提出がある自動車1,100円
●中古車で保安基準適合証の提出がある自動車1,100円	●小型自動車1,700円※
●小型自動車2,000円※	●小型自動車以外の自動車1,800円※
●小型自動車以外の自動車2,100円※	●限定検査証の提出がある自動車1,300円※
●限定検査証の提出がある自動車1,300円※	

※印の箇所については、表示金額のうち、400円を国、残りの金額を自動車技術総合機構に収めることになります。

3 自動車検査証



※当該自動車の所有者が当該自動車に係る登録識別情報を保有している場合にあっては、「所有者の氏名又は名称」欄及び「所有者の住所」欄はありません。



4 自動車検査標章(ステッカー)

- 前面ガラスに貼付するもの
(大きさ 3×3cm)



平成28年12月までのデザイン

(大きさ 4×4cm)



平成29年1月からのデザイン

数字は有効期間の満了する年月を示します。
平成29年1月からのデザインでは、四隅を利用して年数字を配置します。

5 自動車税、自動車重量税及び自動車損害賠償責任保険

[平成28年4月現在]

(例)小型自家用乗用車(1,500ccクラス)の場合

- ① 自動車税(東京都の場合12ヶ月分) …………… 34,500円
- ② 自動車重量税(2年)…………… 16,400円^{※1}
- ③ 自動車損害賠償責任保険(24ヶ月分) …………… 27,840円

※1 自動車重量税は、経過年やエコカー減免適用車により、異なる場合があります。

6 継続検査時に必要な費用

[平成28年4月現在]

小型の自家用乗用車

(1,500cc、車両重量1トン以下)の場合

- 検査手数料 …………… 1,700円^{※2}
- 自動車重量税(2年) …………… 16,400円^{※1}
- 自動車損害賠償責任保険料(24ヶ月) …… 27,840円

※2 表示金額のうち、400円を国、1,300円を自動車技術総合機構に納めることとなります。

7 自動車の登録番号票(ナンバープレート)

- 自家用



- 事業用



- 封印



※封印が、矢印の位置に取り付けられます。

運輸支局等を表示する文字

- 例「札幌」札幌運輸支局
- 「宮城」宮城運輸支局
- 「横浜」神奈川運輸支局
- 「湘南」神奈川運輸支局湘南自動車検査登録事務所

自家用

- さすせそたちつととなにぬねのはひふほ
- まみむめもやゆらりるる(一般用)
- れわ(レンタカー)

事業用

- あいうえかきくけこを
- 駐留軍人軍属私有車両等
- EHKMTYよ

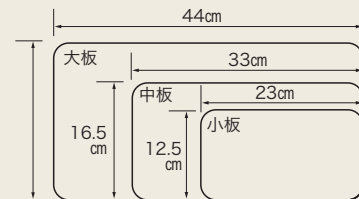
一連指定番号

- ・・・1から99-99まで

塗色

- 自家用……………白地緑文字
- 貸渡(レンタカー)用……………白地緑文字
- 駐留軍人軍属……………白地緑文字
- 私有車両等……………白地緑文字
- 事業用……………緑地白文字

ナンバープレートの大きさ



- 大型番号標は普通自動車
車両総重量8トン以上、最大積載量5トン以上
- 小型番号標は小型二輪及び検査対象外軽自動車
- 中型番号標は上記以外のもの

自動車の種別及び用途による分類番号

- 普通自動車
 - 貨物自動車 …… 1、10～19及び100～199
 - 乗合自動車 …… 2、20～29及び200～299
 - 乗用自動車 …… 3、30～39及び300～399
- 小型自動車
 - 貨物自動車 …… 4、6、40～49、60～69、400～499及び600～699
 - 乗用自動車及び乗合自動車 …… 5、7、50～59、70～79、500～599及び700～799
- 特殊用途自動車 …… 8、80～89及び800～899
- 大型特殊自動車 …… 9、90～99、900～999
- 次に該当するものを除く。
 - 建設機械 …… 0、00～99、000～099

※希望ナンバー制 4桁のアラビア数字の部分を選べます。(別途手数料が必要となります。)

3

自動車検査

自動車検査には、国土交通省が検査申請を受け付けて独立行政法人自動車技術総合機構が検査コースで保安基準適合性審査を行う「検査場における検査」（新規検査、継続検査、構造等変更検査）と、国土交通省が街頭において個別の車両に受検を指示し、独立行政法人自動車技術総合機構が保安基準適合性審査をする「街頭検査」があります。

検査場における検査

1 自動車諸元の確定（新規検査等）

大型トラックや特殊な構造の自動車など、型式が定められていない自動車については新規検査の際に、1台毎に自動車諸元の測定をした上で保安基準への適合性審査を行います。



車両諸元の測定(寸法)



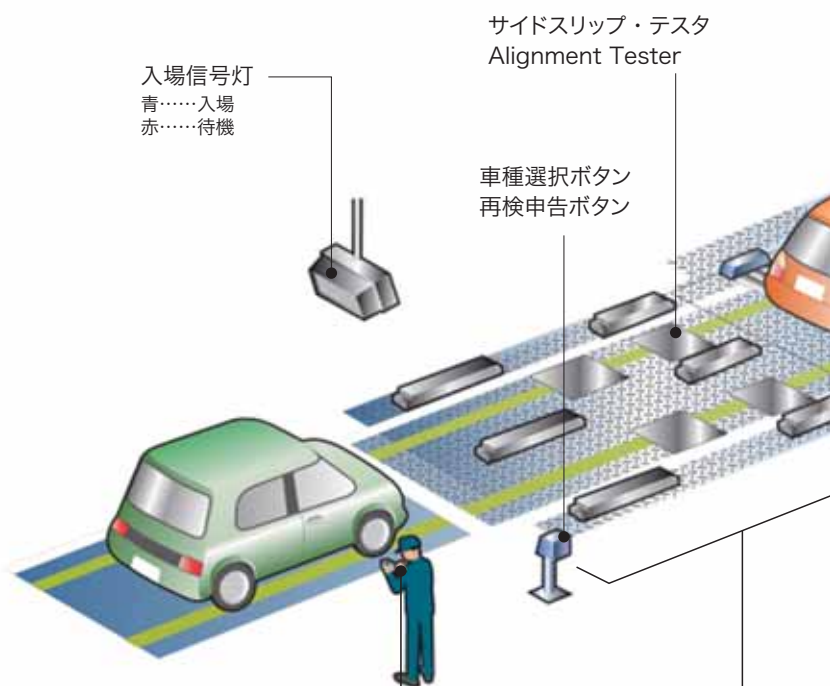
車両諸元の測定(重量等)



傾斜角度測定検査

2 検査コースにおける主な検査項目

(検査場によって機器の配置に差異があります。)



第1 ブロック

同一性の確認

- 車台番号 ●原動機型式 ●番号標
- 種別 ●用途 ●車体の形状

外観検査

- 車わく・車体 ●保安装置 ●走行装置
- 乗車装置 ●灯火類 ●原動機
- 電気装置 ●操縦装置

第2 ブロック

サイドスリップ検査

- かじ取車輪整列

ブレーキ検査

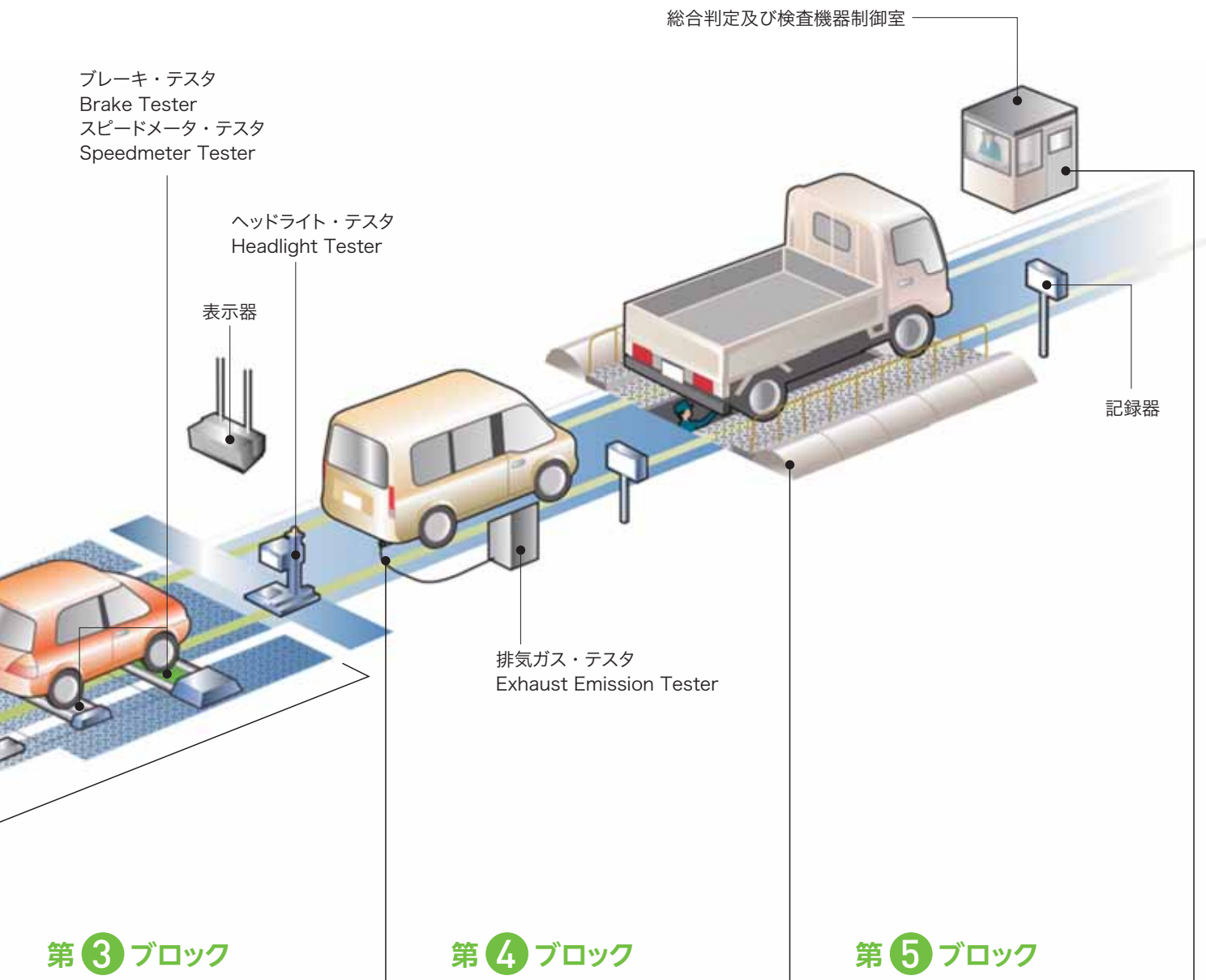
- 制動力測定

スピードメータ検査

- 速度計誤差

ヘッドライト検査

- 照射光度 ●向き



第③ブロック

排気ガス検査

- 一酸化炭素 (CO)
- 炭化水素 (HC)

第④ブロック

下廻り検査(ピット方式)

- かじ取装置 ●緩衝装置 ●制動装置
- 原動機 ●動力伝達装置
- 車わく・車体 ●排出ガス発散防止装置
- 燃料装置 ●電気装置 ●走行装置

第⑤ブロック

総合判定

- 書類審査と総合判定

検査場の全景

事務庁舎

国土交通省が自動車検査の申請の受付と、検査合格後の自動車検査証の交付を行います。

独立行政法人自動車技術総合機構検査場

独立行政法人自動車技術総合機構検査場が保安基準適合性審査を行います。



検査場における検査

自動車検査は安全で快適な車社会構築のための基本ルールです。
独立行政法人自動車技術総合機構が検査機器を使用し、検査官が厳しい目で、
1台1台の自動車について質の高い検査を効率よく実施しています。

第1ブロック

ボンネット内等の車台番号、原動機型式等の同一性の確認や、車わく・車体、車室内の装置、保安装置、走行装置、灯火類の外観検査等、主に目視による検査を行います。



同一性の確認 エンジンルーム内の検査



外観検査



黒煙測定検査

第2ブロック

自動車が走行する際に基本となる直進性能、制動性能、速度計の表示精度、照射光度・向きについて、サイドスリップ検査、ブレーキ検査、スピードメータ検査、ヘッドライト検査を行います。



A.B.S.H検査



A.B.S.H表示器



マルチ・テスト

(自動方式総合検査機器)自動車の新技術、新機構に対応するため、平成元年度より導入。(第2ブロックの部分)



ヘッドライト検査
ヘッドライト・テスト



二輪の検査

第3ブロック

排気ガスに含まれる一酸化炭素 (CO)・炭化水素 (HC) の濃度を測定する排気ガス検査を行います。



排気ガス検査
排気ガス・テスト

第4ブロック

自動車の主要構造が集中し、走行時に路面からの影響を受けやすい下廻りを前後、左右にタイヤを揺すり、検査官が打音・目視等で検査します。



下廻り検査(ビット方式) ピット内部



ビット検査(車両振動装置)

第5ブロック

第1～4ブロックで行われた検査結果を保安基準に照らし合わせて総合的に判定します。



検査機器制御室



書類審査・総合判定

その他の検査

LPG・CNG等を燃料とする自動車の燃料装置の気密検査や前面ガラス等の可視光線透過率測定、近接排気騒音測定等の検査も行っています。



可視光線透過率測定



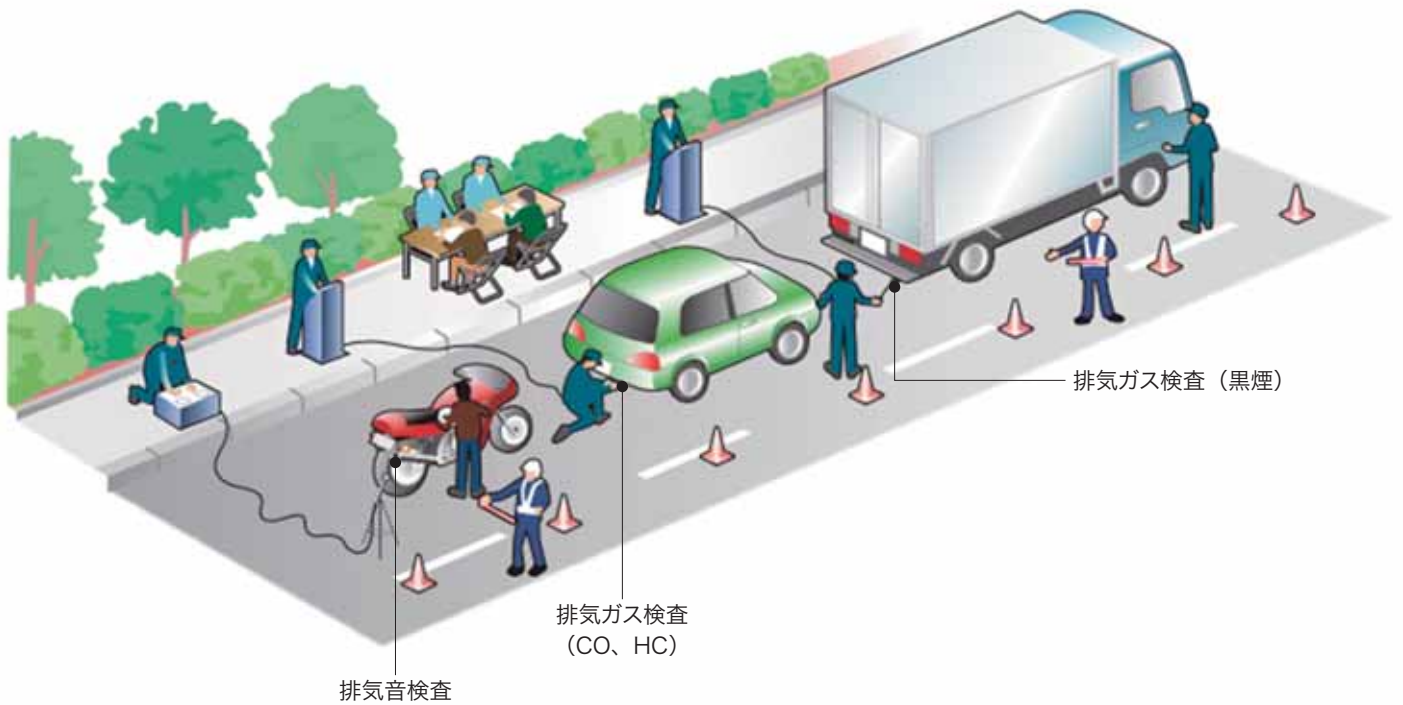
近接排気騒音測定



大型貨物自動車の速度抑制装置の機能確認

街頭検査

国土交通省は独立行政法人自動車技術総合機構と連携して街頭検査を実施しています。街頭検査では排気ガス検査、騒音検査を行うほか不正な改造等の保安基準に違反している車両の摘発・指導を行っています。



不正改造の例

- 1 灯火類の灯光の色を変更
クリアレンズ等不適切な灯火器
及び回転灯等の取付け



※色の判断については、点灯状態を見て判断します

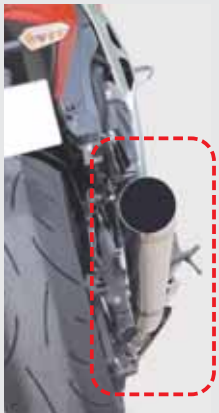
- 2 運転者席・助手席の窓ガラスへの
着色フィルムの貼付け
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



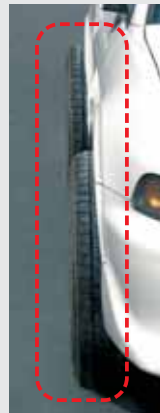
- 3 基準外ウイングの取付け



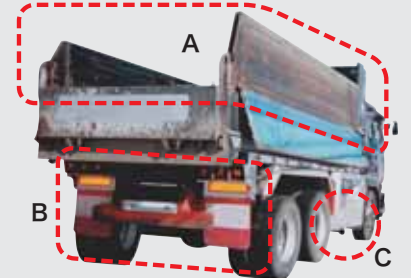
- 4 基準不適合
マフラーの
装着/
消音器の
取り外し



- 5 タイヤ及び
ホイールの車体
(フェンダー)外
へのはみ出し



- 6 A. 荷台さし枠の取付け・燃料
タンクの増設
B. 突入防止装置の切断・取外し
C. 排気管の開口方向違反



- 7 前面ガラス等への
装飾板の装着



- 8 速度抑制装置(スピードリミッター)
の解除・取外し

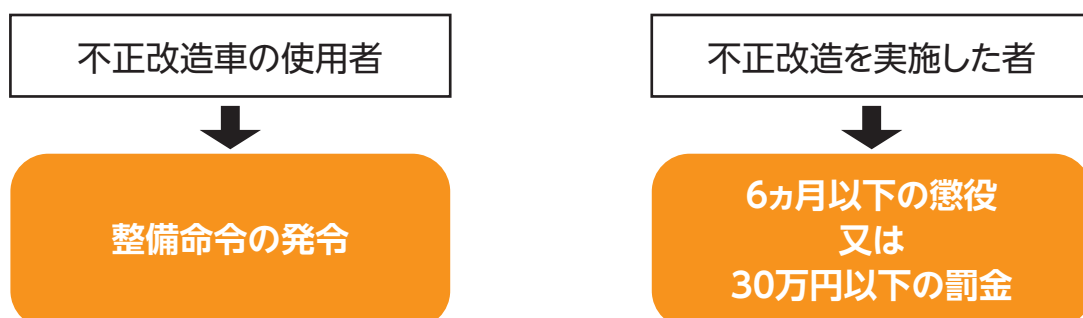


- 9 ディーゼル自動車が排出する
黒煙



不正改造例

不正改造の処分



運輸支局・自動車検査登録事務所

北海道運輸局

札幌運輸支局	〒065-0028	札幌市東区北28条東1	050-5540-2001
函館運輸支局	〒041-0824	函館市西桔梗町555-24	050-5540-2002
室蘭運輸支局	〒050-0081	室蘭市日の出町3-4-9	050-5540-2004
帯広運輸支局	〒080-2459	帯広市西19条北1-8-4	050-5540-2006
釧路運輸支局	〒084-0906	釧路市鳥取大通6-2-13	050-5540-2005
北見運輸支局	〒090-0836	北見市三輪23-2	050-5540-2007
旭川運輸支局	〒070-0902	旭川市春光町10-1	050-5540-2003

東北運輸局

宮城運輸支局	〒983-8540	仙台市宮城野区扇町3-3-15	050-5540-2011
秋田運輸支局	〒010-0816	秋田市泉字登木74-3	050-5540-2012
山形運輸支局	〒990-2061	山形市大字湊山字行段1422-1	050-5540-2013
庄内※	〒997-1321	東田川郡三川町大字押切新田字歌枕3	050-5540-2014
福島運輸支局	〒960-8165	福島市吉倉字吉田54	050-5540-2015
いわき※	〒973-8403	いわき市内郷綴町舟場1-135	050-5540-2016
岩手運輸支局	〒020-0891	紫波郡矢巾町流通センター南2-8-5	050-5540-2010
青森運輸支局	〒030-0843	青森市大字浜田字豊田139-13	050-5540-2008
八戸※	〒039-2246	八戸市桔梗野工業団地2-12-12	050-5540-2009

関東運輸局

東京運輸支局	〒140-0011	品川区東大井1-12-17	050-5540-2030
足立※	〒121-0062	足立区南花畑5-12-1	050-5540-2031
練馬※	〒179-0081	練馬区北町2-8-6	050-5540-2032
多摩※	〒186-0001	国立市北3-30-3	050-5540-2033
八王子※	〒192-0011	八王子市滝山町1-270-2	050-5540-2034
神奈川運輸支局	〒224-0053	横浜市都筑区池辺町3540	050-5540-2035
川崎※	〒210-0826	川崎市川崎区塩浜3-24-1	050-5540-2036
相模※	〒243-0303	愛甲郡愛川町大字中津字桜台7181	050-5540-2037
湘南※	〒254-0082	平塚市東豊田字道下369-10	050-5540-2038
埼玉運輸支局	〒331-0077	さいたま市西区大字中釘2154-2	050-5540-2026
熊谷※	〒360-0844	熊谷市御陵威ケ原字下林701-4	050-5540-2027
春日部※	〒344-0042	春日部市大字増戸723-1	050-5540-2028
所沢※	〒359-0026	所沢市大字牛沼字下原兀688-1	050-5540-2029
群馬運輸支局	〒371-0007	前橋市上泉町399-1	050-5540-2021
千葉運輸支局	〒261-0002	千葉市美浜区新港198	050-5540-2022
野田※	〒278-0013	野田市上三ヶ尾207-22	050-5540-2023
習志野※	〒274-0063	船橋市習志野台8-57-1	050-5540-2024
袖ヶ浦※	〒299-0265	袖ヶ浦市長浦字拓式号580-77	050-5540-2025
茨城運輸支局	〒310-0844	水戸市住吉町353	050-5540-2017
土浦※	〒300-0847	土浦市卸町2-1-3	050-5540-2018
栃木運輸支局	〒321-0169	宇都宮市八千代1-14-8	050-5540-2019
佐野※	〒327-0044	佐野市下羽田町2001-7	050-5540-2020
山梨運輸支局	〒406-0034	笛吹市石和町唐柏1000-9	050-5540-2039

北陸信越運輸局

新潟運輸支局	〒950-0961	新潟市中央区東出来島14-26	050-5540-2040
長岡※	〒940-1104	長岡市摂田屋町字外川12643-1	050-5540-2041
富山運輸支局	〒930-0992	富山市新庄町馬場82	050-5540-2044
石川運輸支局	〒921-8011	金沢市入江3-153	050-5540-2045
長野運輸支局	〒381-8503	長野市西和田1-35-4	050-5540-2042
松本※	〒399-0014	松本市平田東2-5-10	050-5540-2043

中部運輸局

愛知運輸支局	〒454-0851	名古屋市中区北江町1-1-2	050-5540-2046
小牧※	〒485-0074	小牧市新小木3-32	050-5540-2048
西三河※	〒473-0917	豊田市若林西町西葉山46	050-5540-2047
豊橋※	〒441-8077	豊橋市神野新田町字京ノ割20-3	050-5540-2049

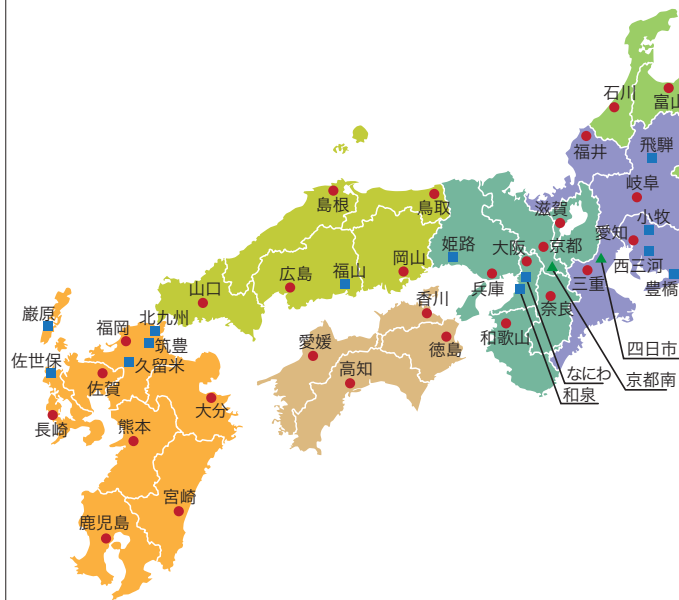
配置図

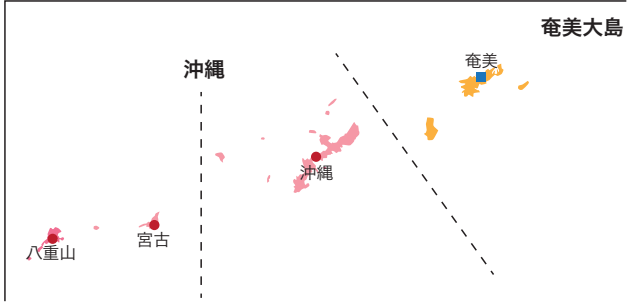
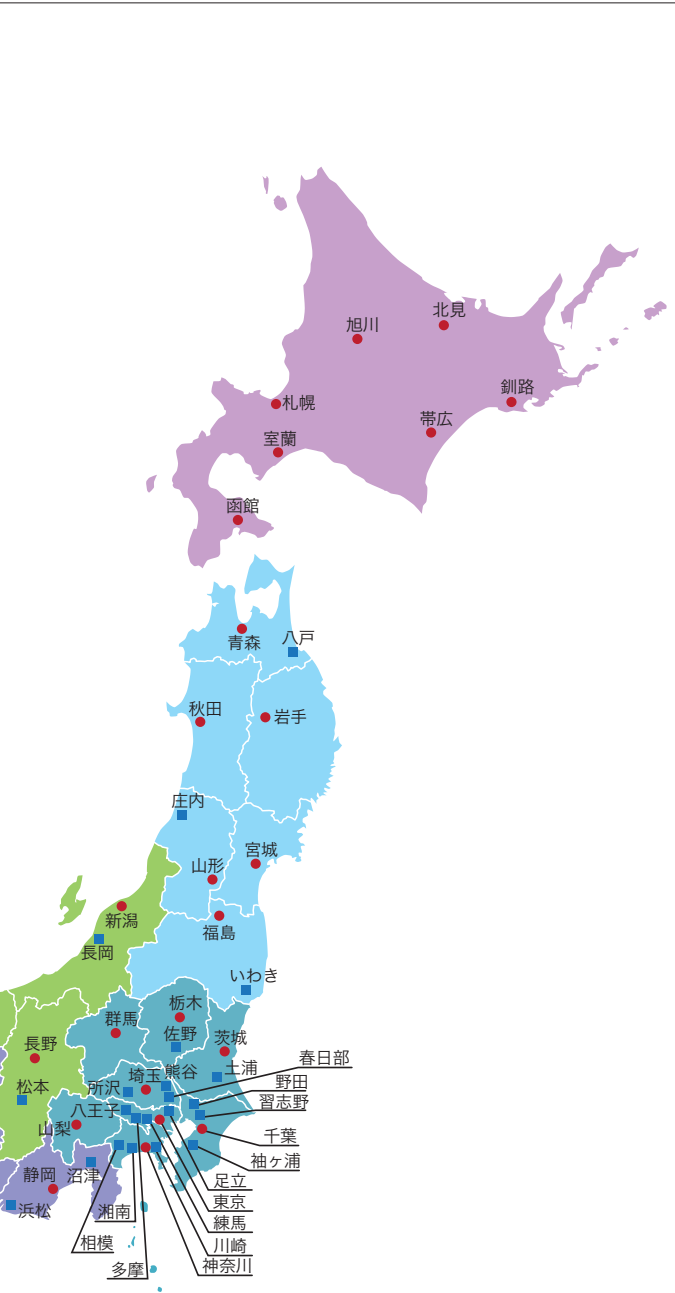
管轄区域

- 北海道運輸局
- 東北運輸局
- 関東運輸局
- 北陸信越運輸局
- 中部運輸局
- 近畿運輸局
- 中国運輸局
- 四国運輸局
- 九州運輸局
- 沖縄総合事務所

支局・検査登録事務所等の別

- 支局…55
- 検査登録事務所…36
- ▲ 検査場…2
(平成28年4月現在)





三重運輸支局	〒514-0303	津市雲出長常町字六ノ割1190-9	050-5540-2055
四日市*	〒510-0001	四日市市八田3-7-41	050-5540-2094
静岡運輸支局	〒422-8004	静岡市駿河区国吉田2-4-25	050-5540-2050
沼津※	〒410-0312	沼津市原字古田2480	050-5540-2051
浜松※	〒435-0007	浜松市東区流通元町11-1	050-5540-2052
岐阜運輸支局	〒501-6133	岐阜市日置江2648-1	050-5540-2053
飛騨※	〒506-0035	高山市新宮町830-5	050-5540-2054
福井運輸支局	〒918-8023	福井市西谷1-1402	050-5540-2057

近畿運輸局			
大阪運輸支局	〒572-0846	寝屋川市高宮栄町12-1	050-5540-2058
なにわ※	〒559-0031	大阪市住之江区南港東3-1-14	050-5540-2059
和泉※	〒594-0011	和泉市上代町官有地	050-5540-2060
京都運輸支局	〒612-8418	京都市伏見区竹田向代町37	050-5540-2061
京都南*	〒613-0036	久世郡久御山町大字田井小字東荒見27-2	050-5540-2062
神戸運輸支局	〒658-0024	神戸市東灘区魚崎浜町34-2	050-5540-2066
姫路※	〒672-8588	姫路市飾磨区中島福路町3322	050-5540-2067
奈良運輸支局	〒639-1037	大和郡山市額田部北町981-2	050-5540-2063
滋賀運輸支局	〒524-0104	守山市木浜町2298-5	050-5540-2064
和歌山運輸支局	〒640-8404	和歌山市湊1106-4	050-5540-2065

中国運輸局			
広島運輸支局	〒733-0036	広島市西区観音新町4-13-13-2	050-5540-2068
福山※	〒729-0115	福山市南今津町44	050-5540-2069
鳥取運輸支局	〒680-0006	鳥取市丸山町224	050-5540-2070
島根運輸支局	〒690-0024	松江市馬潟町43-3	050-5540-2071
岡山運輸支局	〒701-1133	岡山市北区富吉5301-5	050-5540-2072
山口運輸支局	〒753-0812	山口市宝町1-8	050-5540-2073

四国運輸局			
香川運輸支局	〒761-8023	高松市鬼無町字佐藤20-1	050-5540-2075
徳島運輸支局	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地1-1	050-5540-2074
愛媛運輸支局	〒791-1113	松山市森松町1070	050-5540-2076
高知運輸支局	〒781-5103	高知市大津乙1879-1	050-5540-2077

九州運輸局			
福岡運輸支局	〒813-8577	福岡市東区千早3-10-40	050-5540-2078
北九州※	〒800-0211	北九州市小倉南区新曾根4-1	050-5540-2079
筑豊※	〒820-0115	飯塚市仁保23-39	050-5540-2080
久留米※	〒830-0052	久留米市上津町2203-290	050-5540-2081
長崎運輸支局	〒851-0103	長崎市中里町1368	050-5540-2083
佐世保※	〒857-1171	佐世保市沖新町5-5	050-5540-2084
巖原※	〒817-0032	対馬市巖原町久田645-8	050-5540-2085
大分運輸支局	〒870-0906	大分市大州浜1-1-45	050-5540-2087
佐賀運輸支局	〒849-0928	佐賀市若楠2-7-8	050-5540-2082
熊本運輸支局	〒862-0901	熊本市東町4-14-35	050-5540-2086
宮崎運輸支局	〒880-0925	宮崎市大字本郷北方字鶴戸尾2735-3	050-5540-2088
鹿児島運輸支局	〒891-0131	鹿児島市谷山港2-4-1	050-5540-2089
奄美※	〒894-0007	奄美市名瀬和光町12-1	050-5540-2090

沖縄総合事務局運輸部			
沖縄陸運事務所	〒901-2034	浦添市字港川512-4	050-5540-2091
宮古運輸事務所	〒906-0013	宮古島市平良字下里1037-1	050-5540-2092
八重山運輸事務所	〒907-0002	石垣市字真栄里上原863-15	050-5540-2093

(注) ※印は、自動車検査登録事務所です。*印は、自動車検査場です。

国土交通省では自動車検査や点検など、 自動車に関する情報を広く国民の皆様提供しています。

自動車検査の実施情報や最新情報を国土交通省ホームページに掲載し、広く自動車ユーザーの皆様にお知らせしています。また、自動車検査に関連する情報を提供するためのホームページアドレスもご案内しますので、ご利用ください。

国土交通省ホームページアドレス
<http://www.mlit.go.jp/>

自動車検査・登録ガイド欄

国土交通省のホームページの
政策情報・分野別一覧→「自動車」をクリックして下さい。

独立行政法人自動車技術総合機構・検査ガイド欄
<http://www.naltec.go.jp>

検査予約専用
インターネット
アドレス

【PC版】<https://www.yoyaku.naltec.go.jp/>

【携帯版】<https://mobile.yoyaku.naltec.go.jp/>



自動車1台、1台の検査と点検整備が私たちの安全と環境を支えています。

国土交通省自動車局整備課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 TEL.03-5253-8111(代表) FAX.03-5253-1639